

出席停止手続きについて

インフルエンザ等の感染症に罹った時は、下記のとおり連絡・報告をお願いします。

[手続きの流れ]

- 1 速やかに、担任または保健部へ電話連絡してください。
その際、「診断名」「休むように言われた期間」「受診病院名」を伝えてください。
↓
- 2 医師から「治癒した」と、登校の許可が出るまで自宅休養させてください。
↓
- 3 病院から受け取る“医療費明細書”もしくは“領収書”等のコピーを保管してください。
↓
- 4 治癒後、登校初日に保健室へ行き、
 - ① 「治癒報告書」「医療費明細添付シート」を受け取る。
 - ② 保護者が「治癒報告書」「医療費明細添付シート」に必要事項を記入及び印を押し、生徒が翌日保健室に提出する。
 - ③ 「治癒報告書」「医療費明細添付シート」を提出後、「出席停止届」を受け取り、必要な手続きを行う。

※本校では、「治療報告書」を「診断書」の代わりとしていますので診断書をとっていただく必要はありません。保護者の記入による「治療報告書」と「医療費明細添付シート」を出席停止証明書扱いにしています。

■ 学校において予防すべき感染症

- 第二種の感染症…病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

種別	種別の考え方	感染症の種類	出席停止の基準
第2種	飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
第3種	学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性がある感染症	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
		腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (ノロウイルスなどによる胃腸炎)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで